

事務連絡
令和2年3月9日

各介護保険事業者 様

坂戸市福祉部高齢者福祉課介護保険担当
地域包括ケア推進担当

新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症に係る対応として、一時的に運営基準等を満たすことができなくなる場合が想定されます。

この場合の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等について、令和2年3月31日まで下記のとおり取り扱いとしますのでご留意ください。

また、個別具体的な取り扱いについては、介護保険担当または地域包括ケア推進担当までお問い合わせください。

なお、介護保険事業者に係る新型コロナウイルス感染症の最新情報については、坂戸市ホームページに随時更新されますので、適宜確認をお願いします。

記

1 居宅等への訪問が必要なサービスについて

坂戸市の被保険者に係る居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントのモニタリング等、定期的な訪問が必要なものについては、特に緊急性が高いものを除き、一時的に訪問できない場合においても減算等は適用しないこととする。この場合において、その経緯について記録するとともに、電話等で心身の状態を確認すること。

2 関係者の参集が必要なサービスについて

坂戸市の被保険者に係るサービス担当者会議や、運営推進会議など、関係者の参集が必要なものについては、やむを得ず開催がなかった場合においても、減算等は適用しないこととする。この場合において、その経緯について記録しておくこと。

【問合せ先】

介護保険担当

電話 283-1429 (直通)

地域包括ケア推進担当

電話 227-6099 (直通)